

広島市安芸区中野五丁目9番19号

広島市告示（安芸区）第47号

平成18年6月5日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年5月13日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した宮ノ下町内会（代表者 住田信男）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋葉忠利

記

変更があった事項及びその内容

区域

規約第3条中の次の区域を加える。

（広島市安芸区瀬野三丁目13番45号4、45号6、45号10、45号12、46号の区域）

広島市告示（安芸区）第48号

平成18年6月14日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として、下記のとおり認可しました。

広島市長 秋葉忠利

記

1 名 称 神立自治会

2 規約に定める目的 この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等を行い、住みよい地域作りを推進することを目的とする。

3 区 域 広島市安芸区上瀬野町371番地2、369番地1から369番8、370番地17から370番122、374番地2から374番地4、2286番地1から2286番地2及び2287番地1から2287番地17までの区域。

4 事務所 広島市安芸区上瀬野町370番地の109

5 代表者 山口寿雄

広島市安芸区上瀬野町370番地の109

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 解散事由 無

9 認可年月日 平成18年6月13日

広島市告示（安芸区）第49号

平成18年6月14日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として、下記のとおり認可しました。

広島市長 秋葉忠利

記

1 名 称 出口宮原自治会

2 規約に定める目的 この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

3 区 域 (1) 広島市安芸区中野東七丁目1番から19番までの区域
(2) 広島市安芸区中野六丁目1番、2番、8番（42号から48号まで）の区域
(3) 広島市安芸区中野六丁目9番（1号から3号まで）の区域
(4) 広島市安芸区中野七丁目54番32号の区域
(5) 広島市安芸区中野七丁目56番、57番の区域
(6) 広島市安芸区中野七丁目58番（1号、2号、6号）の区域
(7) 広島市安芸区中野七丁目58番（23号から33号まで）の区域
(8) 広島市安芸区中野七丁目59番から61番までの区域

4 事務所 広島市安芸区中野東七丁目8番24号

5 代表者 北尾通晴

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 解散事由 無

9 認可年月日 平成18年6月14日

広島市告示（安芸区）第50号

平成18年6月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（安芸区）第51号

平成18年6月20日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、6月20日に広島市東部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。なお、1か月間保管した後、申し出のない車両については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 6 3 号

平成 1 8 年 6 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 6 4 号

平成 1 8 年 6 月 5 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 5 4 年 1 2 月 2 1 日条例第 6 5 条）第 1 7 条の 2 の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 6 5 号

平成 1 8 年 6 月 6 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図書は、平成 1 8 年 6 月 6 日から同年 1 8 年 6 月 2 0 日まで、広島市佐伯区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区分 | 路線名等                 | 所 在（起点及び終点） |                                                |
|----|----------------------|-------------|------------------------------------------------|
| 里道 | 佐 伯 3 区<br>5 9 7 号里道 | 旧           | 屋代三丁目番 1 4 1 番 1 地先から<br>屋代三丁目番 1 5 9 番 3 地先まで |
|    |                      | 新           | 屋代三丁目番 1 4 1 番 2 地先から<br>屋代三丁目番 1 5 9 番 3 地先まで |

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 6 6 号

平成 1 8 年 6 月 6 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、平成 1 8 年 6 月 6 日から同年 1 8 年 6 月 2 0 日まで、広島市佐伯区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	路 線 名 等	所 在（起点及び終点）
水路	K3-H-131-1-6 号水路	三宅二丁目番 4 7 番地先から三宅二丁目番 4 7 番地先まで
水路	K3-H-131-1-7 号水路	屋代三丁目番 4 5 番 1 地先から三宅二丁目 3 7 番 2 地先まで
水路	K3-H-118-3-1 号水路	三宅二丁目番 1 4 4 番地先から三宅二丁目番 1 4 4 番 2 地先まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 6 7 号

平成 1 8 年 6 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 6 8 号

平成 1 8 年 6 月 6 日

広島市五日市駅北口及び南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 6 9 号

平成 1 8 年 6 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 7 0 号

平成 1 8 年 6 月 1 2 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基

づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図面は、平成18年6月12日から平成18年6月26日まで広島市佐伯区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

公園名称	所 在 地	供用開始 の 期 日	区 域
隅の浜第四公園	広島市佐伯区隅の浜三丁目663番52	平成18年 6月12日	別図のとおり

別図 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第71号

平成18年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第72号

平成18年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第73号

平成18年6月16日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、佐伯区役所湯来出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同条第5項において準用する同令第174条の45第2項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 解除を受けた区分任出納員

佐伯区役所湯来出張所（砂谷連絡所）

主査 寺尾 己恵子

2 解除させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（連絡所の所掌事務に係るものに限

る。）の収納

3 解除年月日

平成18年3月31日

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第74号

平成18年6月16日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同令第174条の45第2項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

嘱託員 小方 軍二 嘱託員 原 一徳

嘱託員 藤村 源太郎 嘱託員 林 二一

嘱託員 岩佐 敏男 嘱託員 原田 岳士

嘱託員 森山 修 嘱託員 石丸 保

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条第9号、第13号、第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成18年4月1日

4 委任期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第75号

平成18年6月16日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、佐伯区収入役の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同令第174条の45第2項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区出納員

佐伯区役所市民部収納課

収納担当課長 重 藤 吉 久

2 委任させた事務

(1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納

(2) 地方税法第16条の2第1項の規定により納税者又は特別徴収義務者から提供を受ける証券の出納及び保管並びに証券の取立てに要する費用の出納

(3) 児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納

(4) 児童福祉施設徴収金の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管並びに証券の取立てに要する費用の出納

## 3 委任年月日

平成 18 年 4 月 1 日

## 4 委任期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 76 号

平成 18 年 6 月 16 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、佐伯区役所農林建設部管理課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同令第 174 条の 4 第 2 項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所農林建設部管理課（佐伯運動公園管理センター）

嘱託員 和田 忠徳

嘱託員 寺岡 昭夫

嘱託員 岸川 俊弘

嘱託員 森 洋介

嘱託員 田中 憲治

2 委任させた事務

公園照明点灯カード売払代金の収納

3 委任年月日

平成 18 年 4 月 1 日

4 委任期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 77 号

平成 18 年 6 月 16 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、佐伯区役所湯来出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同令第 174 条の 4 第 2 項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所湯来出張所（砂谷連絡所）

嘱託員 西中 末子

嘱託員 辻本 恵子

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条に規定する手数料（連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

## 3 委任年月日

平成 18 年 4 月 1 日

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 78 号

平成 18 年 6 月 16 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、佐伯区役所農林建設部管理課区物品出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項

において準用する同令第 174 条の 4 第 2 項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区物品分任出納員

佐伯区役所農林建設部管理課

地籍調査担当課長 梶 尾 進

2 委任させた事務

佐伯区農林建設部管理課に係る物品（備品を除く。）の出納保管に関する事務のうち地籍調査係の所管に関するもの

3 委任年月日

平成 18 年 4 月 1 日

4 委任期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 79 号

平成 18 年 6 月 16 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同令第 174 条の 4 第 2 項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

嘱託員 上山 輝夫

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条第 9 号、第 13 号、第 16 号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成 18 年 4 月 18 日

## 4 委任期間

平成 18 年 4 月 18 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第 80 号

平成 18 年 6 月 16 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同条第 5 項において準用する同令第 174 条の 4 第 2 項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 解除を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

嘱託員 原 一徳

嘱託員 原田 岳士

嘱託員 石丸 保

2 解除させた事務